

# 久留米市議会基本条例 検証結果報告書

令和6年1月

久留米市議会 議会運営委員会

## 1 はじめに

久留米市議会基本条例は、平成 20 年 12 月 26 日に施行され、「議会の運営及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、議会が担うべき行政監視及び政策立案の役割を果たし、もって、市民福祉の向上及び持続的で活力あるまちづくりの実現に寄与すること」を目的としている（基本条例第 1 条）。

平成 29 年に設置された議会制度調査特別委員会において定められた本条例の見直し手続きを踏まえ、平成 31 年 3 月の条例改正以降は、議会運営委員会において検証が行われている。

令和 5 年度も「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討しなければならない」との規定に基づき、これからの議会のあり方や方向性の礎となるよう検証に取り組んだ。

## 2 検証の経過及び方法

- ・ 検証は条文ごとに行い、「達成」「一部達成」「未達成」の 3 段階評価とした。
- ・ 条例改正については、「改正不要」「一部改正が必要」「廃止」の評価項目を設けた。
- ・ 条例改正不要については、現状の取組を維持するのか、見直すのかという視点でも意見を求めた。
- ・ 条文ごとに、これまで取り組んだ事項を記載した検証シートを作成し、各会派・団体における検証を行った後、その結果を踏まえ、委員会で協議を行った。
- ・ 協議の際には、多くの意見を取り入れ議論を深めるために、委員外議員の発言も認めた。
- ・ 最終的な意見は、委員間討議による協議を経て取りまとめた。

### 議会運営委員会における検証の経過

委員会開催日	協議内容等
令和 5 年 6 月 23 日	議会運営委員会において検証を行うことの確認
令和 5 年 7 月 18・19 日	オンラインによる先進地視察（西脇市、八王子市）
令和 5 年 8 月 1 日	検証方法（検証シート含む）及びスケジュールの協議
令和 5 年 8 月 29 日	検証シートの確定、配付
令和 5 年 9 月 14 日	全会派・団体から検証シート提出
令和 5 年 9 月 20 日	検証シートの取りまとめ後、タブレット端末に保存
令和 5 年 10 月 31 日	各会派・団体の検証結果を参考とし、条文ごとに協議
令和 5 年 11 月 22 日	各会派・団体の検証結果を参考とし、条文ごとに協議
令和 5 年 12 月 20 日	条例改正について協議
令和 6 年 1 月 12 日	報告書について協議

### 3 検証の結果

別紙「検証結果表」のとおり。

### 4 検証結果の公表

本委員会における検証の結果については、ホームページや市議会だより等に掲載し、広く市民に周知を図る。

### 5 結びに

議会基本条例の検証に当たって委員間討議を中心に議論を行ったことは、議会全体として、また議員個人としての活動原則の確認・共有を図る意味において大きな意義があり、地方分権が進む中、地方議会に何が求められ、何ができるのかを主体的に再考する機会となった。

項目別の達成状況では、「達成」又は「進捗している」と評価できる項目はあるものの、今後、さらに久留米市議会として取り組むべき課題も明らかになった。

特に、「市民の参加と市民との連携」については、「議会からの情報発信は進んだ」という評価が多かったものの、多様化している市民の意見をどのように収集・集約し、それに対して議会や常任委員会がどのような調査研究・協議をしていくべきかについては、各会派・団体から様々な意見が出されており、今後さらなる議論が望まれる。

また、第22条第1項「見直し手続きの時期」についても、各会派から様々な意見が出された。本条については、委員間討議による協議の結果、効果的な検討を行う観点から、「議会は、任期開始2年を経た後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする」という条例改正案が委員会で了承された。

議長におかれては、本委員会における検証結果を参考としていただき、本条例第22条第2項の規定に基づき、今後、さらなる議会改革に取り組んでいただくようお願いする。